

青森県報

第千十六号

令和八年
一月十六日
(金曜日)

規則

目次

規則

○青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (市町村課) : 一

告示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定

(障害福祉課) : 一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退

(同) : 二

○地方卸売市場に係る変更の認定

(流通推進課) : 二

公示

○農地を利用する権利の設定の裁定 (構造政策課) : 二

(同) : 三

○特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧 (漁港漁場整備課) : 四

(会計管理課) : 四

青森県告示第十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関 (精神通院医療) を

次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和八年一月十六日

青森県知事 宮下宗一郎

青森県規則第一号

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

青森県住民基本台帳法施行細則 (平成十四年八月青森県規則第六十三号) の一部を次のように改正する。

第六条第一号イ中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

名稱 所在地 指定年月日

- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示 (東青県土整備事務所) : 五
- 土地改良区の清算人の退任 (水産事務所) : 五

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年一月十六日

青森県知事 宮下宗一郎

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十四条において読み替えて準用する

青森県告示第十六号

名 称	所 在 地	年 月 日
サカエ薬局板柳	北津軽郡板柳町大字福野田字実田四五三	指定期限
たむら薬局美保野店	八戸市大字大久保字大山七五の三	八月三日

青森県告示第十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和八年一月十六日

青森県知事 宮下宗一郎

名称

所 在

地

宗一郎
指定辭退
年月日

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次とのおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

公 告

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

青森縣知事
宮下宗一郎

令和八年一月十六日

弘前市大字土堂字早川二一九三の

五、
〇五九

組漁新 合業深 協浦同町	名 称	開 設 者
の見金浦西 一形ヶ町津 四沢大輕 ○字字郡 六塙北深	住 所	
瀬市地 魚場方 市大卸 場戸壳	名 称	地 方 卸 壳
見金浦西 形ヶ町津 三沢大輕 九字字郡 九塙北深	位 置	
生 鮮 水 產 物	取 扱 品 目	市 場
令和 八 一 七		變 認 定 年 月 日 更

同法第六条第一項の規定により、次のとおり地方卸売市場に係る変更の認定をしたので、同法第十四条において読み替えて準用する同法第六条第三項において準用する同法第十三条第六項の規定により公示する。

三 利用権の始期及び存続期間

農地の区分		
利用権の内容	賃借権	賃借権
弘前市大字土堂字早川三七八	弘前市大字土堂字早川二九三の一	弘前市大字土堂字早川三〇三
賃借権	賃借権	賃借権

四 借賃に相当する補賞金の額

農地の区分	利用権の始期	弘前市大字土堂字早川二九三の一	令和八年四月一日
弘前市大字土堂字早川三七八	令和八年四月一日	弘前市大字土堂字早川三〇三	令和八年四月一日
令和八年四月一日	令和八年四月一日	一〇年	一〇年

二 利用権の内容

所 在 及 び 地 番	地 目	面 積 (平方メートル)
弘前市大字坂市字龜田二〇の一	田	三、五〇九
弘前市大字坂市字龜田二三の一	田	二〇九

利用権を設定すべき農地の所在 地番 地目及び面積

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次とのおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

農地を利用する権利の設定の裁定

令和八年一月十六日

青森縣知事
宮下宗一郎

五 補償金の支払の方法
六 利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託すること。
六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

農地の区分	利用権の内容													
弘前市大字坂市字龜田二〇の一	賃借権													
弘前市大字坂市字龜田二三の一														
三 利用権の始期及び存続期間														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>農地の区分</th><th>利用権の始期</th><th>賃借権</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弘前市大字坂市字龜田二三の一</td><td>令和八年四月一日</td><td></td></tr> <tr> <td>弘前市大字坂市字龜田二〇の一</td><td>令和八年四月一日</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>一〇〇年</td><td></td></tr> </tbody> </table>			農地の区分	利用権の始期	賃借権	弘前市大字坂市字龜田二三の一	令和八年四月一日		弘前市大字坂市字龜田二〇の一	令和八年四月一日			一〇〇年	
農地の区分	利用権の始期	賃借権												
弘前市大字坂市字龜田二三の一	令和八年四月一日													
弘前市大字坂市字龜田二〇の一	令和八年四月一日													
	一〇〇年													
四 借賃に相当する補償金の額														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>農地の区分</th><th>借賃に相当する補償金の額(円)</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弘前市大字坂市字龜田二〇の一</td><td>二八〇、〇〇〇</td><td></td></tr> <tr> <td>弘前市大字坂市字龜田二三の一</td><td>一六、〇〇〇</td><td></td></tr> </tbody> </table>			農地の区分	借賃に相当する補償金の額(円)		弘前市大字坂市字龜田二〇の一	二八〇、〇〇〇		弘前市大字坂市字龜田二三の一	一六、〇〇〇				
農地の区分	借賃に相当する補償金の額(円)													
弘前市大字坂市字龜田二〇の一	二八〇、〇〇〇													
弘前市大字坂市字龜田二三の一	一六、〇〇〇													
五 補償金の支払の方法														
六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>農地の区分</th><th>所有者等に係る情報</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弘前市大字坂市字龜田二</td><td>令和四年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態</td><td>令和四年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態</td></tr> <tr> <td>弘前市大字坂市字龜田二</td><td>令和四年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態</td><td>令和四年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態</td></tr> </tbody> </table>			農地の区分	所有者等に係る情報		弘前市大字坂市字龜田二	令和四年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態	令和四年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態	弘前市大字坂市字龜田二	令和四年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態	令和四年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態			
農地の区分	所有者等に係る情報													
弘前市大字坂市字龜田二	令和四年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態	令和四年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態												
弘前市大字坂市字龜田二	令和四年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態	令和四年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態												

特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧

漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第二百三十七号)第十七条第十項の規定により、野牛地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

令和八年一月十六日

青森県知事 宮下宗一郎

一 縦覧に供する書類

野牛地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び東通村建設課

三 縦覧期間

令和八年一月十六日から同年二月五日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、東通村建設課にあつては、その執務時間内とする。

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

令和七年十月から同年十二月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

令和八年一月十六日

青森県知事 宮下宗一郎

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

出先機関

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年一月十六日

青森県東青県土整備事務所長
阿部伸樹

一 特定役務の名称及び数量

2 工事名 貴船川大規模特定河川工事

3
工事場所

4
工
種
土木一式工事

史記卷一百一十一

卷之三

1
名
稱
青
森
縣
東
青
縣
土

用石地

契約の方法

一般競争入札

落札者を決定した日

卷之三

卷之三

落木者の名和乃ひ住所

仙建工業株盛岡支店・(株鹿

仙建工業株式会社盛岡支店

昌平縣盛岡市盛岡尺前北通

卷之三

卷之三

青森市大字野尻字今田九七の二

四十八億千八百萬円

八 落札者を決定した手續
総合評価一般競争入札
入札の公告を行つた日

土地改良区の清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により、解散した八戸平原土地改良区から、次のとおり清算人の退任の届出があつたので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十九項の規定により公告する。

氏名	住所	退任の年月日
郷州 公典	三戸郡階上町大字角柄折字仁田三	令和七・三・三
根岸 文隆	八戸市南郷大字島守字上荒谷三三	
磯島 功	大字鮫町字石株一〇	
住沢 久一	南郷大字島守字世増一	
山内 忠夫	大字泉清水字浜渡四三の二	
阿部 範彦	三戸郡階上町大字金山沢字伴藏八	
柳沢 清祐	八戸市南郷大字大森字林崎後五の三	
久保 圭一	三戸郡階上町大字角柄折字柳平一五の六	
一英 雅庸	大字晴山沢字上城三	
奥沢 八戸市大字松館字奥沢三三の三		

(発行所
青森市長・島
一丁人)
森目一
番一
県号

(印刷所
青森市第二
東奥印刷株式会社
間屋町三丁目
人)
式会七号

定価小口一枚二付
二十一円七十九銭
毎週月・水・金曜日発行